

# 勤労者ニュース No.58

編集・発行 豊中市市民協働部 暮らし支援課

〒560-0022 豊中市北桜塚 2-2-1 (生活情報センターくらしかん内)

TEL 06-6858-6863 FAX 06-6858-5095 E-Mail kurashi@city.toyonaka.osaka.jp

豊中市では、雇用や労働に関する動向や、勤労者の福祉に関する情報をさまざまな形で発信しています。この勤労者ニュースでは、雇用労働情報をまとめて事業所の皆さんにお届けしています。

## 働き方改革 ~対応はお済みですか?

今年春から本格的に始動し始めた働き方改革、今回は有給休暇についてまとめました。

年間10日以上有給休暇があるすべての労働者に対して会社側が最低5日の有給休暇を消化させなければならなくなりました。対象となるのは「正社員」だけではなく、「契約社員」や「パート・アルバイト」も含まれます。

### Point

- ① 対象は年次有給休暇が10日以上付与される労働者
- ② 年5日の時季指定義務  
有給を付与した日から1年以内に5日取得させなければなりません。
- ③ 時季指定の方法  
労働者の意見を聴取し労働者の希望に沿った取得時季になるように努めなければなりません。
- ④ 時季指定を要しない場合  
既に5日以上有給を請求・取得している労働者に対しては、時季指定する必要はありません。
- ⑤ 年次有給休暇管理簿の作成  
使用者は労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存しなければなりません。
- ⑥ 就業規則への規定  
休暇に関する事項は就業規則の絶対的記載事項です。時季指定の対象となる労働者の範囲及び時季指定の方法等について、就業規則に記載しなければなりません。



対応方法がわからない、よくわからない、という場合は、同封のチラシ「大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター」でご相談ください。

### 契約社員・パート・アルバイトにも有給休暇は必要?

年次有給休暇は、雇用形態を問わず、与えなければなりません。付与される日数は勤続年数や週所定労働時間により異なります。



守らない会社は違法行為となり、刑事罰が与えられます。年5日の有給休暇を取得させなかった場合、30万円以下の罰金が科されることがあります。罰則になる違反は対象となる労働者1人につき1罪として取り扱われます。

# シニアを活用する事業所を応援 とよなか生涯現役サポートセンター

とよなか生涯現役  
サポートセンター  
の具体的な事業内容

## ① シニア活用セミナー

シニア活用を検討の企業の皆さんに向け、具体的なシニア活用事例の紹介、高齢者雇用助成金の紹介などのセミナーを行っています。

### 受講者の声

当社にも中高齢の社員さんがいますが、その方々への配慮の仕方や人間関係の築き方など、とても参考になった。

シニアの採用を積極的に行っているが、「期待すること」「役割の明確化」など、シニアの立場に立つことができていなかったことがわかった。今後改善して採用活動に取り組みたい。

## ② 専門家派遣

活用を考えている企業の方は、お早めにご相談ください。

### 実際の派遣内容

シニアを雇用したので、助成金を活用したい。具体的な内容を知りたい。  
↓  
助成金の種類が理解できた。今後、助成金を活用し、シニアの待遇改善を図る。

助成金の申請にあたり、必要な書類や注意する点の助言を得たい。  
↓  
就業規則の見直し等、助成金申請のための要件・手続き等を具体的に知ることができた。

## なぜ、シニア活用なのでしょう？



現在、「人手不足倒産」が史上最多で発生しています。2018年の企業倒産は10年連続で減少しているにも関わらず、「人手不足倒産」は過去最多の387件、前年比22%増加となっています。

また、少子化がすすむ一方、平均寿命はのび、元気な高齢者が増えている現状があります。このような状況で戦力としてのシニア活用を見直すときがきています。

お問合せ：とよなか生涯現役サポートセンター“Sサポ”

電話：06-6152-7662 FAX：06-6152-7663 メール：info@s-sapo.net

厚生労働省の「生涯現役促進地域連携事業」の受託団体で、豊中市・社会福祉法人豊中市社会福祉協議会・豊中商工会議所・シニアワークセンターとよなか・公益社団法人豊中市シルバー人材センターで構成しています。

## 会社内のトラブル解決・防止に活用してください

豊中市では、事業主からの会社内のトラブルに関する相談窓口を設けています。

「長期で無断欠勤する社員がいて困っている」  
「有給を確実に取得させるためにはどうしたらよいか」  
「労災を申請した方がいいのか迷っている」  
など、お気軽にご相談ください。

相談日時：月・水・金（祝日除く）10時～12時、13時～16時

相談方法：電話（06-6858-6863）、面談（くらしかん2階）

詳しくは同封のチラシをご覧ください。



# 風しんの抗体検査・予防接種を受けましょう



昨年より、全国的に風しん患者が増加しています。妊婦が風しんにかかることで、胎児が生まれつき心疾患・難聴・白内障などの病気にかかってしまう先天性風しん症候群については、今年大阪府で1例報告がありました。生まれてくる赤ちゃんを社会全体で守るため、豊中市では以下の2つの事業を実施しています。詳細や取扱医療機関については、豊中市ホームページをご覧ください。

## 先天性風しん症候群予防のための助成事業（黄色チラシ）

対象：豊中市に住民票がある、妊娠を希望する女性やそのパートナー、同居の家族等

※豊中市外に在住の方は、各市区町村の事業をご確認ください。

豊中市内の取扱医療機関で、抗体検査と検査結果に応じて無料で予防接種を受けることができます。



ホームページ

## 風しん第5期定期接種（青色チラシ）

対象：昭和37年（1962年）4月2日～昭和54年（1979年）4月1日生まれの男性  
住民票のある市区町村が発行するクーポン券を持参すれば、全国の取扱医療機関で無料で抗体検査と検査結果に応じて予防接種を受けることができます。

職場の健康診断の際にも、クーポン券の持参により、無料で抗体検査を受けられる場合があります。詳細は職場へご確認ください。対象者のうち、昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれの人には既に豊中市よりクーポン券を発送済みです。昭和37年4月2日～昭和47年4月1日生まれの人で、クーポン券の送付を希望する人は **豊中市保健予防課（06-6152-7329）** にご連絡ください。



ホームページ

# パワーハラスメントは 企業にとっても大きな リスクです

厚生労働省は、企業に対してパワーハラスメントの防止策作りを命じる法律の整備を進めています。

そもそもどういふものがパワハラにあたるのか、ご存じでしょうか？

**確認しよう！これらはパワハラにあたります！！**

### ① 精神的な攻撃

脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言

### ② 身体的な攻撃

暴行・障害

### ③ 過大な要求

業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害

### ④ 人間関係からの切り離し

隔離・仲間外し・無視

### ⑤ 過小な要求

業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと

### ⑥ 個の侵害

私的なことに過度に立ち入ること

【パワーハラスメント】…同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為



パワーハラスメントが発生すると企業が法的に責任を問われるケースがあります。

社内でパワーハラスメントが発生しているかと思ったときは、くらし支援課の相談窓口まで。

（詳細は同封のチラシをご覧ください）

# 大阪府内の最低賃金が改定されました！

件名	時間額	効力発生日
大阪府最低賃金	964円	令和元年(2019年)10月1日

## 最低賃金は、大阪府内の事業所で働くすべての労働者に適用されます。

- 最低賃金には「地域別最低賃金」と「特定最低賃金」の2種類があり、両方の最低賃金が同時に適用される場合には、いずれか高い方の最低賃金が適用されます。ただし、次の方は「特定最低賃金」の適用を除外され、「地域別最低賃金」が適用されます。(注)

1. 18歳未満または65歳以上の方
2. 雇入れ後3か月未満の技能習得中の方
3. 清掃または片付けの業務に主として従事する方

(注) 特定最低賃金の適用除外について、業種によっては上記の他にも除外対象があります。  
詳しくは大阪労働局ホームページ「大阪府の最低賃金のお知らせ」ページをご確認ください。

- 最低賃金に次の賃金は含みません。

1. 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
2. 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(ボーナスなど)
3. 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
4. 時間外・深夜労働及び休日労働に対する賃金



- 最低賃金法の違反については罰則があります。
- 生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合その設備投資などにかかった費用の一部の助成を受けられることができる制度(業務改善助成金制度)があります。また、全てまたは一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、2%以上増額した場合に助成を受けられることのできるキャリアアップ助成金制度もあります。

お問合せ先

大阪労働局 労働基準部 賃金課 電話：06-6949-6502  
または、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

## 中小企業などの働き方改革を応援する 「大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター」 (無料相談窓口)もご活用ください。

働き方改革に積極的に取り組む中小企業等事業者の皆様に支援を行う相談窓口を設けています。上記の業務改善助成金やキャリアアップ助成金などの相談も行っています。また、専門家(社会保険労務士)を無料で派遣します。お気軽にご相談ください。

- ◆ 受付：月・火・木・金曜日 9:00～17:00 水曜日 9:00～18:00 ※土日祝祭日を除く
- ◆ 住所：大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館5階 電話：0120-068-116 (E-mail hatarakikata@sr-osaka.jp) (HP <http://www.sr-hatarakikata.jp>)